○東北地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間
十三号	湯沢市杉沢新所字砂田一五二番一から同市杉沢新所字砂田一五六番まで

供用開始の期日　平成二十六年一月三十一日

○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
豊田市保見町西古城七一番から同市保見町西古城八〇番八まで	前	一一・三七～一四・一一メートル	
	後	一一・五二～二四・三九メートル	〇・一七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岐阜市日野東四丁目四番一から関市山田字籃屋六六七番二まで	前	B 九・二〇～一〇六・〇〇メートル	
		A 三三・〇〇～八四・五〇	五・九一二キロメートル
	後	B 九・二〇～一〇六・〇〇メートル	
		A 三三・〇〇～八四・五〇	五・九一二キロメートル
		C 二一・〇〇～九七・〇〇	二・六七一
		C 二一・〇〇～九七・〇〇	〇・三七〇

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号及び二百四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
関市山田字籃屋六六七番二から同市山田字門田一一二番二まで	前	一三・五〇～三三・〇〇メートル	
	後	二七・五〇～六一・五〇	〇・四四六キロメートル 〇・四四六

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間
百五十五号	豊田市保見町西古城七一番から同市保見町西古城八〇番八まで

供用開始の期日　平成二十六年一月三十一日

○近畿地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間
九号、百七十五号及び百七十六号	福知山市土師新町二丁目二番一から同市字堀小字今宮二二一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年二月一日

○近畿地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
米原市枝折字平内二三三番三から同市枝折字平内二三番六まで	前	八・九一～九・一九メートル	
	後	八・九一～九・一九メートル	〇・〇七九キロメートル 〇・〇七九

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所